

医政発 0805 第 8 号
令和 2 年 8 月 5 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」の一部改正について

病院における患者等の食事の提供の業務を委託する場合は、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」(平成 5 年 2 月 15 日付け健政発第 98 号厚生省健康政策局長通知。以下「局長通知」という。)、「病院、診療所等の業務委託について」(平成 5 年 2 月 15 日付け指第 14 号厚生省健康政策局指導課長通知)においてその具体的な業務の運用について定めているところである。

今般、「食品衛生法等の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 46 号)が平成 30 年 6 月 13 日に公布され、また、改正法の施行に伴う関係政省令が令和元年 11 月 7 日及び同年 12 月 27 日に公布されたことにより、「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて」(令和 2 年 8 月 5 日付け薬生食監発 0805 第 3 号厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知)が発出され、集団給食施設の取扱いについて変更されたことに伴い、局長通知における食品衛生法に係る内容を別添のとおり改正することとしたので、改正内容を御了知の上、その実施に遺漏なきようお願いする。

なお、HACCP に沿った衛生管理及び食品衛生責任者の選任については、令和 3 年 6 月 1 日までは経過措置期間として、その間は従来の基準が適用されることを申し添える。